

《参考資料》

福井康佐

イギリス選挙委員会

「レファレンダムの明瞭性 (intelligibility)」についてのガイドライン

イギリスの選挙委員会は、以下の 10 項目にわたるガイドラインを示して、国民投票において、投票者が投票する問題（以下「投票案件」という。）の文言が、「明瞭で」、「理解し易く」、「賛否両論に対して中立的」であるように求めている。

- 1 投票案件は、投票者の即答を促すものでなければならない。
注) 投票案件は明瞭でなければならない、投票者の解釈の余地を残してはならない。
- 2 投票案件の文言においては、肯定的ないしは否定的な意味を含む言葉を用いてはならない。
注) 「新規の」、「旧来の」、「是認する」、「拒絶する」という文言は避ける。
- 3 投票案件の文言は、投票者を故意に特定の結果へと導くものであってはならない。
- 4 投票案件の文言は、投票者に予断を抱かせるものであってはならず、賛否両論に配慮したバランスのとれたものでなければならない。
- 5 投票案件は、専門用語を含んではならない。
- 6 投票案件の文言は、一貫した意味で用いられなければならない。
注) 投票案件の本文または前文（これは投票案件の内容を説明する文）で、一度用いられた文言は、同一の投票案件の中では別の意味で用いることができない。
- 7 投票案件においては、現に投票者が用い、かつ理解している言葉を反映したものにしなければならない。
注) 選挙運動開始前に、一般に流通している用語に対して、配慮しなければならない。
- 8 投票案件は、投票者が賛否の回答を出すにあたって必要としない情報を提供してはならない。
注) 投票案件は、主たる争点に焦点を当てるべきであり、選択肢ないしテーマについて、不要な情報を含んではならない。

9 投票案件は、必要以上に長文であってはならない。

注) ただし、あまりよく知られていない争点については、本文に一定の説明を記載すべきである。また、複雑ないしは国民になじみのない争点については、国民に内容を説明し情報を提供するために、投票案件本文は短くし、前文に詳細な説明を記載すべきである。

10 投票案件は、投票者が十分に理解し易いように構成されなければならない。

注) 投票案件の本文は読み易いものにすべきであり、また、争点及びキーワードは、合理的で、論理的な順に配置されなければならない。また、二重否定などは避けるべきである。

(以上 ガイドライン 10 項目は福井訳。注は、イギリス選挙委員会 h p <http://www.electoralcommission.org.uk/>を参考にした。)